

川崎市障害者外出支援乗車事業に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 7 8 号

川崎市障害者外出支援乗車事業に関する規則等の一部を改正する規則

(川崎市障害者外出支援乗車事業に関する規則の一部改正)

第1条 川崎市障害者外出支援乗車事業に関する規則（平成24年川崎市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号ア中「及び第12項から第14項まで」を「、第12項、第14項及び第15項」に改め、同号イ中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

別記様式中「及び第12項から第14項まで」を「、第12項、第14項及び第15項」に、「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

(川崎市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第2条 川崎市身体障害者福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第5条第25項」を「第5条第26項」に改める。

(川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則)

第3条 川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年川崎市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第8条中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

第1号様式中

「

申請するサービスの種類及び内容	□訪問系サービス等	□日中活動系サービス	□居住系サービス	□相談支援
	☐ 身体介護 ☐ 家事援助 ☐ 通院等介助 ☐ 通院等乗降介助 ☐ 重度訪問介護 ☐ 同行援護 ☐ 行動援護 ☐ 短期入所 ☐ 重度障害者等包括支援	☐ 療養介護 ☐ 生活介護 以下は、訓練等給付 ☐ 自立訓練 ☐ 機能訓練 ☐ 生活訓練 ☐ 宿泊型自立訓練 ☐ 就労移行支援 ☐ 就労継続支援 ☐ 雇用型(A型) ☐ 非雇用型(B型)	☐ 施設入所支援 ☐ 入所施設 施設名： ☐ 通所施設 施設名： ☐ 共同生活援助 (グループホーム)	☐ 地域移行支援 ☐ 地域定着支援 ☐ 計画相談支援
				□その他
				☐ 就労定着支援 ☐ 自立生活援助

を

「

申請するサービスの種類及び内容	□訪問系サービス等	□日中活動系サービス	□居住系サービス	□相談支援
	☐ 身体介護 ☐ 家事援助 ☐ 通院等介助 ☐ 通院等乗降介助 ☐ 重度訪問介護 ☐ 同行援護 ☐ 行動援護 ☐ 短期入所 ☐ 重度障害者等包括支援	☐ 療養介護 ☐ 生活介護 以下は、訓練等給付 ☐ 自立訓練 ☐ 機能訓練 ☐ 生活訓練 ☐ 宿泊型自立訓練 ☐ 就労選択支援 ☐ 就労移行支援 ☐ 就労継続支援 ☐ 雇用型(A型) ☐ 非雇用型(B型)	☐ 施設入所支援 ☐ 入所施設 施設名： ☐ 通所施設 施設名： ☐ 共同生活援助 (グループホーム)	☐ 地域移行支援 ☐ 地域定着支援 ☐ 計画相談支援
				□その他
				☐ 就労定着支援 ☐ 自立生活援助

に改める。

第 5 号様式中

「

変更を申請するサービスの種類及び内容	□訪問系サービス等	□日中活動系サービス	□居住系サービス	□相談支援
	☐ 身体介護 ☐ 家事援助 ☐ 通院等介助 ☐ 通院等乗降介助 ☐ 重度訪問介護 ☐ 同行援護 ☐ 行動援護 ☐ 短期入所 ☐ 重度障害者等包括支援	☐ 療養介護 ☐ 生活介護 以下は、訓練等給付 ☐ 自立訓練 ☐ 機能訓練 ☐ 生活訓練 ☐ 宿泊型自立訓練 ☐ 就労移行支援 ☐ 就労継続支援 ☐ 雇用型(A型) ☐ 非雇用型(B型)	☐ 施設入所支援 ☐ 入所施設 施設名： ☐ 通所施設 施設名： ☐ 共同生活援助 (グループホーム)	☐ 地域移行支援 ☐ 地域定着支援 ☐ 計画相談支援
				□その他
				☐ 就労定着支援 ☐ 自立生活援助

を

「

変更を申請するサービスの種類及び内容	□訪問系サービス等	□日中活動系サービス	□居住系サービス	□相談支援
	☐ 身体介護 ☐ 家事援助 ☐ 通院等介助 ☐ 通院等乗降介助 ☐ 重度訪問介護 ☐ 同行援護 ☐ 行動援護 ☐ 短期入所 ☐ 重度障害者等包括支援	☐ 療養介護 ☐ 生活介護 以下は、訓練等給付 ☐ 自立訓練 ☐ 機能訓練 ☐ 生活訓練 ☐ 宿泊型自立訓練 ☐ 就労選択支援 ☐ 就労移行支援 ☐ 就労継続支援 ☐ 雇用型(A型) ☐ 非雇用型(B型)	☐ 施設入所支援 ☐ 入所施設 施設名： ☐ 通所施設 施設名： ☐ 共同生活援助 (グループホーム)	☐ 地域移行支援 ☐ 地域定着支援 ☐ 計画相談支援
				□その他
				☐ 就労定着支援 ☐ 自立生活援助

に改める。

第 3 6 号様式中

「

指定を受けようとする事業等・施設の種類	フリガナ						
	名称						
	所在地		(〒 —)				
	連絡先		電話番号			FAX番号	
	同一所在地において行う事業等	事業名	実施事業	事業開始予定年月日	既に指定を受けている場合		
					指定年月日	事業所番号	
		居宅介護		年 月 日	年 月 日		
		重度訪問介護		年 月 日	年 月 日		
		同行援護		年 月 日	年 月 日		
		行動援護		年 月 日	年 月 日		
		療養介護		年 月 日	年 月 日		
		生活介護		年 月 日	年 月 日		
		短期入所		年 月 日	年 月 日		
		重度障害者等包括支援		年 月 日	年 月 日		
		共同生活援助		年 月 日	年 月 日		
		施設入所支援		年 月 日	年 月 日		
		自立訓練（機能訓練）		年 月 日	年 月 日		
自立訓練（生活訓練）			年 月 日	年 月 日			
就労移行支援			年 月 日	年 月 日			
就労継続支援A型			年 月 日	年 月 日			
就労継続支援B型		年 月 日	年 月 日				
多機能型		年 月 日	年 月 日				
一般相談支援		年 月 日	年 月 日				
特定相談支援		年 月 日	年 月 日				
自立生活援助		年 月 日	年 月 日				
就労定着支援		年 月 日	年 月 日				

」

を

「

指定を受けようとする事業等・施設の種類	フリガナ						
	名称						
	所在地		(〒 —)				
	連絡先		電話番号			FAX番号	
	同一所在地において行う事業等	事業名	実施事業	事業開始予定年月日	既に指定を受けている場合		
					指定年月日	事業所番号	
		居宅介護		年 月 日	年 月 日		
		重度訪問介護		年 月 日	年 月 日		
		同行援護		年 月 日	年 月 日		
		行動援護		年 月 日	年 月 日		
		療養介護		年 月 日	年 月 日		
		生活介護		年 月 日	年 月 日		
		短期入所		年 月 日	年 月 日		
		重度障害者等包括支援		年 月 日	年 月 日		
		共同生活援助		年 月 日	年 月 日		
		施設入所支援		年 月 日	年 月 日		
		自立訓練（機能訓練）		年 月 日	年 月 日		
自立訓練（生活訓練）			年 月 日	年 月 日			
就労選択支援			年 月 日	年 月 日			
就労移行支援			年 月 日	年 月 日			
就労継続支援A型		年 月 日	年 月 日				
就労継続支援B型		年 月 日	年 月 日				
多機能型		年 月 日	年 月 日				
一般相談支援		年 月 日	年 月 日				
特定相談支援		年 月 日	年 月 日				
自立生活援助		年 月 日	年 月 日				
就労定着支援		年 月 日	年 月 日				

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正前の川崎市障害者外出支援乗車事業に関する規則及び第 3 条の規定による改正前の川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。